

คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
เรื่อง มาตรการให้ได้รับสิทธิและประโยชน์เพิ่มเติมสำหรับกิจการกลุ่ม B ที่ใช้เครื่องจักรที่มีระบบทันสมัย
และมีการนำระบบอัตโนมัติหรือหุ่นยนต์มาใช้ ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 2/2564

非公式訳

投資委員会事務局説明書

件名：投資委員会布告第 2/2564 号に基づき最新機械、自動化またはロボットを導入する B グループ事業向けの追加恩典を付与する措置

仏暦 2564 年（2021 年）1 月 13 日付投資委員会布告第 2/2564 号、件名「最新機械、自動化またはロボットを導入する B グループ事業向けの追加恩典を付与する措置」に基づき、B グループ事業において生産またはサービス提供に最新機械、自動化またはロボットを導入するよう促進を図り、明確化するため、投資委員会事務局は以下の通りに説明書を発行した。

第 1 項 奨励申請

1.1 恩典申請プロジェクトは奨励申請時に投資委員会が公示した B グループ事業であること。仏暦 2564 年（2021 年）3 月 8 日付投資委員会布告第 Por. 1/2564 号に基づく業種を除く。

1.2 恩典申請者は、仏暦 2565 年（2022 年）の最終営業日までに「投資委員会布告第 2/2564 号に基づく最新機械、自動化またはロボットを導入する B グループ事業向けの恩典付与基準に従う追加恩典申請書添付書式（F PA PP 46）」とともに、一般事業用投資奨励申請書（F PA PP 01）、サービス事業用投資奨励申請書（F PA PP 03）、または中小企業（SMEs）用投資奨励申請書（F PA PP 29）を用いて、「奨励申請書」を提出すること。競争力向上のための追加恩典を申請する場合は、追加で「競争力向上のための追加恩典申請書添付書式（F PA PP 37）」を提出すること。

1.3 生産またはサービス提供に導入する自動化またはロボットは新品のみとする。

1.4 自動化またはロボットを導入することは、生産またはサービス提供への支援があること。恩典申請者はプロジェクトにおける自動化またはロボットの導入の計画を示している実施計画を提示すること。

1.5 恩典申請者は他の政府機関から同様の目的で最新機械、自動化またはロボットを導入することに関する事業のための税制上の恩典の重複取得をしていないこと。

1.6 恩典申請者が同意された重要な内容に関する実施計画の変更または修正を行う場合は、海外からの機械輸入または国内での購入を行う前に検討・承認を得るために、プロジェクト変更を申請すること。

第 2 項 奨励対象

生産またはサービス提供に機械および自動化システムまたはロボットを導入することは、プロジェクトにおいて自動的機械またはロボットを設置し、AUTOMATED PRODUCTION CELL の使用など自動化システム（AUTOMATION SYSTEM）を導入し全部または一部のプロセスに運用しなければならない。

- 一部のプロセスを管理するまたは作業する機械の設置。倉庫内の製品の自動搬送システム、包装システム、原材料準備システム、サイロの自動化システムなど一部のプロセスが管理できるようにする。
- 全部のプロセスを管理するまたは作業する自動化システムまたはロボットの設置。特に、炉の清掃ロボットの設置、自動原材料供給ユニット（AUTOLOADER）、生産ラインにおける X 線装置の設置、生産計画・管理システム（ハードウェア・ソフトウェアの両方を含む）など、高精密または高い品質を求めるプロセス、または作業者が機械のシステムに指示を行い管理・維持する役割のみ持ち、労働の使用が適切ではないプロセス。

なお、業務プロセスまたは管理を支援するための事業へのデジタル技術付き自動的機械またはロボットの導入の場合を含む。但し、自動化機械を個別で導入は含まない。

第 3 項 付与される恩典

3.1 機械の輸入税を免除する。

3.2 法人所得税を以下の 2 つの場合において免除する。

- (1) 生産またはサービス提供への自動化システムまたはロボットの導入への投資である部分のみの機械の金額の 30% 以上、タイ国内の自動化機械製造産業への連携または支援がある機械を使用する場合は、法人所得税を 3 年間免除し、投資金額（土地代および運転資金を除く）の 100% を上限とする。
- (2) 生産またはサービス提供への自動化システムまたはロボットの導入への投資である部分のみの機械の金額の 30% 未満、タイ国内の自動化機械製造産業への連携または支援がある機械を使用する場合は、法人所得税を 3 年間免除し、投資金額（土地代および運転資金を除く）の 50% を上限とする。

なお、国内の自動化機械製造業への連携または支援がある機械の金額計算方は、関連するサービスを含む機械と設備およびその源、並びに国内で発生する支払証拠から検討し、国内で発生する第 4 項に基づく投資金額を対象として換算される。

第 4 項 免除される法人所得税換算に使用される投資金額の計算指針

4.1 生産またはサービス提供への自動化システムまたはロボットの導入への投資である部分のみの機械代金を対象とし計算する。詳細は以下の通りである。

(1) 下記の投資金額もしくは支出は全額で計算される。

- 機械費用とは、エンジニアリングデザイン料金、輸送費、機械設置費、試運転費など一般に認められた会計原則に基づき、機械が使用可能な状態になるまで関係する様々な費用を含め、効率向上に使用される機械費用である。但し、機械のメンテナンスサービス料金は除く。なお、一年を超える契約期間の機械賃貸借の賃借料も含まれる。

- 機械/設備の制御と管理や生産システムの支援のために機械または設備と共同で作動しなければならないソフトウェア、プログラムまたは情報システムの費用
- 国内でのクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出。なお、1年を超える期間のレンタル証拠を有するレンタル費用も含まれる。

(2) 下記の投資金額もしくは支出は半額で計算される。

- タイ国外でのクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出。なお、1年を超える期間のレンタル証拠を有するレンタル費用も含まれる。

4.2 他の政府機関から同様な目的での事業のための補助金を受けている場合、免除される法人所得税の計算に使用する投資金額として計算されない。

第5項 メリットによる追加恩典を申請する場合、仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号および関連する恩典改定布告における基準および条件に従い、競争力向上のための追加恩典を申請することのみできる。

第6項 その他の恩典は仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号の基準に基づき付与する。

以上、お知らせする。

（署名）

投資委員会事務局

仏暦 2565 年（2022 年）5 月 17 日